

前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正等について（議案第25号）

介護保険課

1 改正等の理由

令和6年度の介護報酬の改定に併せて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）等が改正されたことに伴い、関係する次の条例について所要の改正等を行う。

- (1) 前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 前橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 前橋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 前橋市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (6) 前橋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (7) 前橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (8) 前橋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (9) 前橋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (10) 前橋市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (11) 前橋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (12) 前橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (13) 前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和3年前橋市条例第17号）
- (14) 前橋市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（廃止）

2 主な内容

(1) 地域包括ケアシステムの充実及び推進

ア 医療及び介護の連携による様々な医療ニーズ等への対応

(ア) 施設系サービスについて、一定の要件を満たす協力医療機関を定めることを義務付けるとともに、居住系サービスにおいては、協力医療機関を定める際に、当該協力医療機関が一定の要件を満たすよう努めることとする。

(1の(1)、(2)、(4)から(8)まで及び(10)から(12)までの条例)

(イ) 施設系及び居住系サービスについて、1年に1回以上、当該施設と協力医療機関との間で、利用者の病状の急変時等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等を、市長に対して届け出ることを義務付ける。

(1の(1)、(2)、(4)から(8)まで及び(10)から(12)までの条例)

(ウ) 施設系及び居住系サービスについて、利用者が協力医療機関等に入院した後、病状が軽快し、退院が可能となった場合は、速やかに再入所させることができるよう努めることとする。(1の(1)、(2)、(4)から(8)まで及び(10)から(12)までの条例)

(エ) 指定介護老人福祉施設があらかじめ定めることとされている緊急時等の対応方法について、当該施設の医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、1年に1回以上、見直すことを義務付ける。(1の(2)、(4)及び(11)の条例)

イ 感染症又は災害への対応

施設系及び居住系サービスについて、あらかじめ第二種指定協定医療機関との間で、新興感染症(新型インフルエンザウイルス感染症等)の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとし、当該施設の協力医療機関が第二種指定協定医療機関である場合は、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。(1の(1)、(2)、(4)から(8)まで及び(10)から(12)までの条例)

ウ 高齢者虐待防止等への取組

(ア) 短期入所系及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置を講ずることを義務付ける。(1の(1)、(2)、(7)及び(8)の条例)

(イ) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。(1の(1)から(3)まで及び(7)から(9)までの条例)

エ ユニットケアの質の向上への取組

短期入所系及び施設系サービスのユニット型施設の管理者は、ユニットケア

施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。（1の(1)、(2)、(4)から(7)まで及び(11)の条例)

オ 福祉用具専門相談員への義務付け

(ア) 利用者が福祉用具について貸与又は販売を選択できることの説明を義務付けるとともに、利用者の身体状況等に応じた提案を義務付ける。（1の(1)及び(7)の条例)

(イ) 福祉用具の貸与について、利用開始後6か月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与の継続に係る必要性を検討することを義務付ける。（1の(1)及び(7)の条例)

(ウ) 福祉用具の貸与について、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加するとともに、モニタリングの結果を記録し、介護支援専門員に交付することを義務付ける。（1の(1)及び(7)の条例)

(エ) 福祉用具の販売について、特定福祉用具販売計画上の目標の達成状況の確認を義務付ける。（1の(1)及び(7)の条例)

カ 良質なケアマネジメントの確保

(ア) 居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援を行う場合の人員基準は、居宅介護支援事業所と同様とする。（1の(9)の条例)

(イ) 介護予防サービス計画の実施状況等について、市長から求めがあった場合は、当該情報を提供することとする。（1の(9)の条例)

(2) 自立支援及び重度化防止の取組

ア リハビリテーション及び口腔衛生管理^{くわう}の取組強化

(ア) 入院中リハビリテーションを受けていた利用者に対して、退院後に訪問又は通所リハビリテーションを提供する際は、医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等を入手し、内容を把握した上で、計画書を作成することを義務付ける。（1の(1)及び(7)の条例)

(イ) 特定施設入居者生活介護について、口腔衛生管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うことを義務付ける。（1の(1)及び(7)の条例)

イ リハビリテーション提供体制の構築

(ア) 介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があった場合は、訪問リハビリテーション事業所の指定があったものとみなすこととする。（1の(1)及び(7)の条例)

(イ) 介護老人保健施設及び介護医療院が訪問又は通所リハビリテーション事業所のみなし指定を受けた場合は、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって、みなし指定を受けた事業所の医師の配置基準を満たしているも

のとみなすこととする。（1の(1)及び(7)の条例)

(3) 良質な介護サービスの確保に向けた働きやすい職場環境の整備

ア ICT等の活用によるサービスの質の確保及び業務負担の軽減

(ア) 短期入所系、多機能系、居住系及び施設系サービスについて、介護現場の生産性向上の取組を推進するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。（1の(1)、(2)、(4)から(8)まで及び(11)の条例)

(イ) 特定施設入居者生活介護について、生産性向上に先進的に取り組んでいる場合は、施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、要件を緩和する。（1の(1)、(2)及び(7)の条例)

イ 柔軟な働き方等に関する取組

(ア) 小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能なサービス類型の制限を廃止する。（1の(2)及び(8)の条例)

(イ) 管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内に限定されないことを明確化する。（1の(1)から(10)まで及び(12)の条例)

ウ ケアマネジメントの確保に向けた環境の整備

(ア) 居宅介護支援事業者は、前6か月の間に作成した居宅サービス計画における各サービスの利用割合及び同一事業者によって提供されたものの割合を利用者に説明し、理解を得るよう努めることとする。（1の(3)の条例)

(イ) 一定の要件を満たした場合に、テレビ電話装置を活用したモニタリングの実施を認めることとする。（1の(3)及び(9)の条例)

(ウ) ケアマネージャー1人当たりの取扱件数の要件を緩和する。（1の(3)の条例)

(4) その他

ア 事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報を公表することを義務付ける。（1の(1)から(9)まで及び(12)の条例)

イ 居宅療養管理指導について、感染症又は非常災害の発生時の業務継続に向けた取組義務及び高齢者虐待防止のための取組義務に係る経過措置期間を3年間延長する。（1の(13)の条例)

ウ 介護医療院制度の創設に伴う介護療養型医療施設制度の廃止について、制度移行のために設けられた経過措置期間が終了するため、関係条例を廃止する。（1の(14)の条例)

3 施行期日

令和6年4月1日（ただし、1の(1)の条例のうち、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定居宅療養管理指導及び指定通所リハビリテーションに係る規定並びに(7)の条例のうち、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防居宅療養管理指導及び指定介護予防通所リハビリテーションに係る規定については、令和6年6月1日）